

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

9月会議 9月7日 開 会
 9月22日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 9 月 9 日 (木曜日)

令和 3 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 3 日目)

令和3年度南三陸町議会9月会議会議録第3号

令和3年9月9日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

総務課長 及川 明君
企画課長 佐藤 宏明君
管財課長 阿部 彰君
建設課長 及川 幸弘君
上下水道事業所長 阿部 明広君

教育委員会部局

教 育 長 齊藤 明君
教育委員会事務局長 菅原 義明君

監査委員部局

代表監査委員 芳賀 長恒君
事務局長 男澤 知樹君

事務局職員出席者

事務局長 男澤 知樹
主事 小野 真里

議事日程 第3号

令和3年9月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日3日目の9月会議であります。本日も一般質問を行いますのでよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番及川幸子君、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、佐藤正明君。質問件名1、台風19号の復旧工事について。2、法定外公共物（里道・水路）の対応策について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇発言を許します。6番佐藤正明君。

〔6番 佐藤正明君 登壇〕

○6番（佐藤正明君） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、6番佐藤正明は、登壇より一般質問、一問一答方式で1件目の質問を行います。質問の相手は町長になります。質問事項は台風19号の復旧工事についてです。

質問要旨につきましては、令和元年10月12日の午後から13日の早朝にかけ、台風19号による

集中豪雨でこれまでにないほどの多数の箇所が被害を受けました。地域にとっては甚大な災害です。町長には、早々に災害状況の確認を受けていただき災害復旧工事の手続等を行っていただきましたが、被害を受け間もなく3年目となる現在、急ピッチで工事が行われているところについて、次の点を伺います。

- 1、それぞれの災害箇所は復旧工事を行っている状況と思うが、全工事が復旧する時期は。
- 2、国の査定から外れた箇所は地方債で復旧を行う必要があると思うが、地域から要望されている橋梁や工事箇所付近の復旧整備、河床整備などの見通しを伺う。

以上、登壇よりの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

佐藤正明議員の1件目の御質問です。台風19号の復旧工事についてお答えをさせていただきますが、まず1点目の御質問であります。復旧工事の完了時期ということですが、令和元年10月に発生した台風19号により被災した公共土木施設の災害復旧工事は、現在、町内各所で鋭意工事を進めているところであります。このうち、数か所は入札不調や災害復旧事業における設計変更手続により工事着手に遅延が生じておりますが、今年度内に全ての工事を完了することを目標として、引き続き工事を推進してまいりたいと思っております。

次に、2点目の国の査定から外れた箇所の復旧工事についてお答えをいたしますが、被災金額や被災規模により国の補助対象基準に満たない被災施設については、地域交通に著しく支障を来している箇所など緊急性に鑑み、優先順位等を考慮しつつ工事を進めているところであります。また、地域からの情報提供や要望があった箇所については、個別に相談、協議し、必要に応じ財源を確保して対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 答弁をいただきました。今年度内を目標にとそのようなことの答弁でございました。

それで、まず被災した箇所的には何か所ぐらいあるのか。取りあえずその辺、町長、もし分かっているんでしたらお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町道、橋梁につきましては24路線、41か所、査定の決定額として4億4,000万円余り、普通河川21河川、45か所、したがいまして全体として86か所ということになります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） ただいま河川と道路関係のほうで86か所が被災を受けているという形で報告がありましたが、これはまずもって職員の方たちは何人で管理を行っているのか、技術者ですか、その辺も一応伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 視察の職員の数ですか。視察、現場確認の職員の数を聞きたいということですか。

○6番（佐藤正明君） 現場管理監督員です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当課のほう、公共土木ということで河川道路で申し上げますと、ただいま10名ほどとなります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 分かりました。その辺、後でいろいろ質問したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それで、今年度中を目標に進めるという形の答弁いただきましたが、発注されてから発注図面に基づいて測量と現地等を行って工事に入るわけでございますが、その時点でいろいろ現地と図面との相違があるという形でいろいろ協議、検討を重ねているというようなことを聞いておりますが、なかなかその辺のやつの結論といいますか、決定がなかなか出てこないと。発注されたのは昨年度の2月以降から現在に至る形でございますが、まだ結果が出てこない現場等もあるということを聞いておりますが、その辺のやつのことは御存じですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 中には構造等が変わるとか、あとは一定要件を超えてしまって重要変更が必要だというような部分もございますので、そういういった案件が何件かあるというのは承知はしております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その辺を踏まえると、年度内の工事完了もちょっと大変でないかなと思うんですが、一応はそれも年度内完了をさせるという形の考え方で変わりはないんでしょうか、町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 正直にといいますか、繰越しになる可能性のあるという箇所が2か所ございます。

1つは町道枡沢団地の1号線。これがのり面対策の工法の変更ということになりましたので、設計変更申請に時間を要しているということでございまして、発注の遅れが生じたと。ただ、これは地権者の方々にはもう御説明済みです。

それから、もう1点は町道神割観光道路災害復旧工事。これは国立公園指定範囲内にあります仮設道路の設置が必要だということがありますので、申請にこれも時間を要した。ただし、これは民地には全く影響ないということですが、この2点が繰越しの可能性はありますが、先ほど答弁したように年度内に何とか完成するような目標を立てて今やっていますので、そこは目標は目標としてしっかりと何とか遂げるようにしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、ただいま町長から御答弁申し上げました2件でございますが、そちらはいずれも今月の末の審査委員会の付議をちょっと検討しております、9月過ぎ、10月には何とか発注したいなということで、なおかつ、あくまで年度内の完成を目標として事業のほうは進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 目標ですので、目標に向かってひとつその辺お願いしたいなと。

ただ、そのほかにも問題があるとちょっと聞いておりますが、ある箇所においては災害復旧は用地には関連しないということで始まっているようですが、ある場所によってはどうしても用地を購入しないとそこが復旧できないというような箇所があるようでございますが、その辺についても年度内完成は大丈夫なのか、取りあえずその辺伺っておきますが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに議員おっしゃるとおり用地が必要だという箇所もございます。それも含めて年度内を目標といたします。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） では、大丈夫と言ってもらえば一番いいんですけども、目標ですのでこれ以上のことは私からは言えないんですが、あと現場において時間がかかるというようなことは、現地に入って測量始まれば、現地と合わないという形で測量のやり取りをやっているような現場があるようでございますけれども、合わない時点で、やはり当初発注図面を書いたコンサルタント等にはある程度責任があるのではないかなと思いますが、その辺は町長、どのように判断しますか。

○議長（三浦清人君） 町長。分からないので建設課長でよろしいですか。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 重要な見落としとか設計の間違いとかあれば、これは当然コンサルさんの責任ということになりますが、議員も御承知のとおり、測点を区切ってそこの断面を標準としたしまして設計をしております。あと、なおかつ、特に基礎地盤等々につきましては掘ってみないと分からぬという部分もございますので、現在のところ、設計者の設計に過失といいますか、過失と言っていいのかどうか分かりませんが、そういった事案については今生じていないと認識してございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 生じていないと答弁でしたが、実は現場ではその辺、結構騒いでいるんです。コンサルにしては初步的なミスではないかなと思うんですが、発注した延長ありますね。延長あって現地を測ると1メートル、2メートル違うと。それでもやはり大きい形です。というのは、直線の前だとそんなにミスないんですけども、アールですね、カーブになっている場所は、コンサルさん、現地をどのようにして測ったか分からないんですけども、センターの延長で発注されているんです。そうすると、内カーブの場合だと、当然、皆さん御存じのとおり延長が短くなっていくと、そういう旨の変更等で大分時間を要していくと、そのようなこともあるようでございます。年度内目標で受注者も頑張っている形ですが、そういうことがもとで遅れる可能性も出てくると思いますが、その辺の内容については御存じですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員の御質問に対しまして、議員も御承知のとおり、どんな工事であっても基本的に変更のない工事はないと認識してございます。やはり現場を実際測りまして若干ちょっと違うよというのはどこの現場でも起こり得る話でございますし、対応につきましては、全職員に対しましても早急に対応するようにということで常日頃から声掛けをさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その辺しっかり調査して、現場を遅れさせないような形で進めていただきたいと思います。

そして、先ほど用地問題の関係では目標に向かって頑張っていくというんですが、前にも防潮堤工事のとき、私は契約の中で、約款の中で工事するためには、用地はしっかり先に決定しておかなきゃないということでのお互い契約を結んでいる形ですが、今回も発注してから半年以上用地がどうしてもかかるという形ですが、それは今現在どの程度まで決まっている

のか、お互い納得しているかどうか、そしていつまで決定されるか、その辺のやつは取りあえず伺っておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 箇所が特定できないのでちょっとお答えの難しい部分があるわけですが、もし私が考えている場所だとしますと、つい最近でございますけれども、地権者の方とお会いをいたしまして概ね了承をいただきまして今後契約の手続に入っていくという箇所はございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 場所が分からぬといいうんすけれども、小森地区なんすけれども、その辺は大丈夫でしょうね。

○議長（三浦清人君） 先ほど来、設計の何違っているんじやないかとかそういった問題も小森地区だったんですか。質問と答弁しているほうがそこマッチングしないとちょっとずれが出てくるとまずいものですから、今確認なんですが、それは小森地区ではないんですか。

○6番（佐藤正明君） 用地だけは。

○議長（三浦清人君） 用地は小森なんだ。じゃあ、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。今、ちょっと詳細な情報を持ち合わせてございませんので、後ほど間違いないところを確認の上、答弁させていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 課長、後でということ。後でいいの。（「いいです」の声あり）
佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 後でと言われれば、一応休憩するわけにもいきませんので、一応さつき議長から指摘されたんですけども、延長の分は先ほどあと変更で対応するということですので、それはいいと。そういう形ですので。延長の足らない場所とあと用地の場所はまた別々ですので、先ほど延長が足らないということは変更で見るからということで、そこで質問は私が終えたんです。

それで、次に用地の関係ですか、そっちに移ったものですから、用地については後で報告するというようなことです。よろしいですね。

○議長（三浦清人君） よろしいですねって私が決めるんです。

○6番（佐藤正明君） では、後で報告を受けたいと思います。工期内に間に合うような形で解決をしていただきたいと。

それで、次なんですけれども、それぞれの箇所の災害復旧がなされているんですが、桜葉地区、桜葉川2.5キロ区間の間で復旧工事が受注されている業者が5者から7業者等が受注して復旧工事を行っております。そういう中で、仮設のほうは工事するための仮設です。仮設道路を造ったりする仮設道路。その辺のやつが設計上見られている業者もあれば見られない業者もあると、その辺はやはり同じ復旧工事ですから統一するべきでないかなと思いますが、町長、その辺どのように感じますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤正明議員は大変土木には精通して、いろいろ様々細部にわたって御質問いただいておりますが、残念ながら私は土木そんなに発注の問題も含めて詳細をつかんでいるわけでございませんので、担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 仮設につきましては、確かに今発注されているもので明らかに最初から仮設資材が必要だということで見込んでいる箇所もございますし、判断といたしまして何とかなくてもできるんじゃないかということで発注をさせていただいているところもありますが、確かに議員おっしゃるとおり何か所かどうしてもやはり仮設がないとまずいと、工事ができないというような箇所も存在しているというのも報告を受けてございまして、そちらにつきましては、やはり同じようにといいますか、全部の工事がちょっと同じ条件ではございませんので全て横並びというわけにはいきませんが、必要なものは当然設計変更等で計上させていただいて対応させていただくということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 分かりました。やはり同じ河川で工事やっているものですから、設計変更なりなんなりその辺はしっかり対応していただきたいと思います。

そういう形で工事がどんどん進んでおります。そういう中で、桜葉川は本当に全部改修を、最初、台風を受けたときは改修してもらえばいいと思ったんですけども、やはりなかなか時間とお金の問題で改修できないということで、災害を受けた箇所だけばつらばつらと工事をやっているような状況ですが、大分できているのを見ますと上流のほうは狭くなつて下流が広くなると、これが当然だと思うんですが、現地を見ると途中で狭まつたりして、さらに完了した場合にそこに物が引っかかるてまた災害を起こす可能性があるのではないかと思いますが、その辺、町長はすぐ課長に振りりますけれども、課長、その辺のやつ現地等を確認されてありますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。全ての現場をすべからく把握しているわけではございませんが、そういった諸問題があるというお話を聞いた以上は現地のほうを確認させていただいて、その辺の可否につきましてはちょっと検討はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） すべからく現地を確認していないというような形ですけれども、やはり造ってしまうと終わりですので、一応それなりにたまには現地全体を見て回るのも1つではないかなと。せっかく災害費を使って復旧する形でございますので、そう簡単に壊れるものではございませんので造ってしまえば地域の方たちも安心はするんですけども、ただ、その辺が狭いとまた災害のおそれが出でてくるということです。それも当然、前から私もいろいろお話ししている結構支障木等がそういうところに引っかかるとなおさら災害が出ますので、まだ工事の中でございますのでひとつ確認を早急にお願いしたいなと。私の目の見方が悪いのかどうかは分かりませんが、地域の方たちもそのように話をしておりますので、これは間違いないんじゃないかなと思います。

1問については年度内完成で行うという形で目標にして行うということで答弁をいただきましたので、2問目の国の査定から外れた箇所についてですが、緊急性の要するところは個別に対応するという答弁をいただきました。この中で、地域から要望されている橋梁ですか、元年の12月の定例会のとき、私は一応質問したんですが、町管理の橋と個人管理の橋があり、台風で落橋した橋の復旧をどのように考えているかという質問に対して、答弁は、町管理の橋は町で復旧すると、個人の橋は所有者が復旧することになるとの答弁がありました。

そこで、橋梁大上坊橋とあとは押館橋等ですか、これは町道といいますか町の道路用地内にかかった橋でございますので、その辺の復旧の考え方はどのように考えておりますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的には町道でございますので、前にも御答弁申し上げましたとおり町で何とかしなきゃいけないのかなというところでございまして、方法等につきましてはちょっと今模索をしているということでございます。

特に天神押館橋ですか、こちらのほうにつきましても、前にも御説明申し上げましたことがあろうかと思いますが、災害復旧のほうには手を挙げました。ただし、構造等が木橋と電柱の柱的なものですか、そういったものを使って造っている橋ということで、なかなか災害復

旧にはなじまないということで落とされたというような経緯もございまして、そちらにつきましても、あと河川の災害復旧の工事も今同時並行といいますか、進めているという状況でございますので、そちらのほうが間もなく落ち着くということもございますので、今、どのように対応するかということについては、ちょっと内部のほうで検討させていただいているというところでございますので、今、どういった形でいつというのはこの場では申し上げられませんが、ちょっと検討はさせていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 検討をしっかりやっていただきたいと思います。

大上坊の橋もそうですか。課長、現地ちょっと見てますか。あそこは橋のほかにちょっとここに上下水道事業所長も来ていたので、水道管もわたっているという橋ございますので、地域の方々は辺りの護岸の復旧工事は終わって一段落しているんですが、橋だけがさっぱり手をかけていないという形で随分騒いでおります。その辺、しっかり地域の方たちに説明して経過等をお話しもある必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 何度かちょっと現地のほうは通っておりますが、大変申し訳ございません、詳細に確認、私個人的にはちょっとできておりませんので、そういうお話をいたしましたので、早々に現地確認の上、対応を今しようとしているのかも含めましてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 復旧するにはいろいろな規定があり、それを乗り越えてやっていかなきゃいけないと思うんですが、ただ地域の方たちはそういうことは全然知らない形です。流されたから、やはりこういったって同じだからやってもらわなきや困るという形でございますので、しっかりその地域の方たちに説明をしていただきたいなと思います。

そしてまた、そういうのは国費から外されたという形ですが、橋だと相当の経費かかりますので、その辺のやつは単費になろうかと思いますけれども、単費でその辺は対応できるのか、もしくは、または国のほうから若干補助をもらえるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） なかなか今、補助というのはちょっとハードルが高くなっています、なおかつ災害査定で落とされたということになりますと、ちょっと非常に難しいのかなと。確かに、費用面に関しましては今ちょっと詳細にまだ検討しておりませんので待ち合

わせてはございませんが、確かに橋という意味合いからしますと相応の金額はかかるということで、なるべく費用をかけないでやる方法はないかなということにつきましても、今、ちょっと模索をしているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 早急にその辺のやつ決定していただいて、地域の方たちに説明をお願いしたいなと思います。

それとあと、災害復旧で僅か5メートルぐらい残った場所があるんです。災害を受けないで五、六メートルの場所があるんですけども、そういう箇所についてはまたさらに災害を受ける可能性が出てくると、そのように私は思うんですが、そういう場所については、ある程度現場から発生した転石とか、あとはその付近の河床の整理とか、その辺のやつは工事内で変更してでもやったほうがいいと思いますが、町長、その辺どのように思いますか。ここがこう悪い、ここがこう悪い、この間が残ったと。5メートル区間のところ、その辺のやつは災害から外されているので現場から外した石とかなんとか押しつけて、ある程度一時的な予防をしたほうがいいのではないかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） どういう現場を想定してお話ししているのか私は全く分かりませんので、そういうケースでそういう疑問があるという場合については、担当課のほうと我々も相談をしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは、担当課さ行つて言っているんですが、なかなか見えてこないという形でこの場を借りて質問している形でございますけれども、取りあえず一応また再度伺ってみたいと思います。

それと、昨日、同僚議員が一応質問しまして、河床整理は計画を立てて今後やっていくという形の答弁がありました。これは本当にいいことだと思います。それも計画立てですから、すぐ来年ということにはいかないと思いますが、近々にどうしてもやらなきやならない場所については、先ほど申したように先に発注されている復旧工事の中に加えて、追加とかなんとかについては課長のほうで対応できると思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 一概にはちょっとお答えできませんが、ケース・バイ・ケースということになろうかと思います。要は、現場の状況等を勘案してその辺は判断せざるを得ない

のかなと考えてございます。

それとあと制度的な問題がちょっと1つございまして、災害復旧業等の場合、単独事業またそれに合わせてという話になりますと、合併施工というまた手続が必要というような、事務手続上の障害とまでは言えないんですが、手続に時間要するというようなこともございますので、そういう箇所については別発注とかですか、そういう形にならざるを得ない部分もあるかと思いますが、一概には申し上げられませんが、ケース・バイ・ケース、状況に応じて必要があれば何らかの形でやっぱり対応は必要かなとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 規定があるのは承知ですけれども、地権者とか現地の方たちはそういう規定なんか分からぬでいるものですから、一応工事終わったからこれで終わりなのかなということで大分心配しておりますので、その辺はやはり現地をしっかり確認してケース・バイ・ケースでひとつ対応をしていただければなと思います。

そういう中にも、河川と農林災害も重なっている場所がございます。農林災害の場合は田んぼに土砂が入っていると。1年目は河川工事やるからそこの土砂撤去はできなかつたのは当然ですが、農林災害では土砂撤去のために2分の1の補助で出して土砂撤去をやるんですが、その予算はもう今年度で終わりのような話でございますので、ぜひその辺、現地等を確認して工事等を早く完了できるよう、もしできないのであればそれなりの説明を地元のほうにお願いしたいなと思いますが、その辺、一応伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 農地のほうの土砂撤去という御質問でございますが、その辺は当然ながら同じ役場内におりますので、担当課のほうと調整を取りながら進めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 早急によろしくお願ひします。農地のほうも2年は丸っと休んでいますので、地元の方たちも大分心配しておりますので、収益があまり上がらないから一応は我慢しているような形でございますけれども、やはり個人の財産でございますので、ひとつその辺しっかりとお願いしたいなと思います。

それで、1件目の最後になるんですが、先ほど箇所数と八十何か所とあと職員が十何人でやっているということを聞いております。それで、まず1人当たり10件ぐらい担当しているという傾向ではないかなと思います。それで、災害復旧工事と台風19号の被害が重なってしま

っては、一応担当課とすれば大変な仕事ではないかなと思います。それも実際現地のほうに工事が始まるといろいろな問題が発生してなかなか難しいと。そういう中で、職員のほうは一生懸命頑張っているんですが、頑張っても頑張っても国からの縛りとかあと町の予算とかでどんどんどんどん決定分が伸びてしまって、最終的に工期に影響してくる可能性もあるというような状況下なんですが、私は大変と思いますが、町長、その状況下で職員が頑張っていることをどのように思っておりますか。職員をもう少し足すとか、あるいは隣の課とか農林とか、あとはそういう形で農林災害のほうを任せるとか、その辺のやつはできないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災10年で各自治体からの派遣職員については基本的には全て終了ということでしたが、こういった台風19号の災害もあるということも含めて、改めて各自治体にお願いをして今派遣の方々においでをいただいているということでございますので、そこはある意味建設課でも十分と、そういうふうには思っていないかもしませんが、しかしながら、我々とすればとにかく協力してもらえる自治体の方々にお願いをして、何とか無理を言って11年目も来ていただいているという状況でございます。

人数的な問題については、総務課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） あくまでも東日本大震災の復旧・復興にということで、今年度当初では9団体18人の派遣をいただいております。全てが建設課というわけでもないんですが、多くは建設課ということで、いずれ災害復旧、台風19号の分につきましてはもう少しですのと、9割を超える契約率になってきておりますので、大変かと思いますが、建設課等の職員につきましてはもう一踏ん張り頑張っていただければと思います。

なお、東日本大震災に手当てるする派遣職員、来年度等につきましても現在検討しておりますが、現場の声をよく聞き反映しながら人材の確保に努めていきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願いします。土日も関係なくやっているときもございます。それとあと、近年、各地区、異常気象のために大雨警報とかそういうのが出ると当然建設課が出て一夜役場で過ごすという形も大分あるようでございますので、大変かと思いますけれども、取りあえず何らかの形の対応策も必要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2件目に入ります。

2件目の質問につきましては自席より、近年の異常気象により、各地で豪雨などによる土石流災害や渦流で浸水災害などが多く発生している。当町も前年度に危険箇所の見直しが行われたところであると思うことから、次の点を伺います。

災害発生時や発生後を確認すると、大半は法定外公共物がもとで災害発生の原因となってい る状況と思われる。法定外公共物、里道とか水路、その改修や維持管理を考える必要がある のではないかなと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点目の御質問です。法定外公共物の対応策ということですでお答えをさせていただきますが、これは以前にも同様の御質問ございまして私も御説明をさせていただいた経緯がありますが、法定外公共物の全てを町で対応するということについては、おのずと限界があります。法定外公共物は、歴史的に地域の共有財産としての性質も持っております。国から譲与され町有財産としての位置づけとはなってはいるものの、実態としては地域住民の皆さんのがんばりの共有財産というものになっております。

このことから、今後においても軽微な被災や日常の維持管理につきましては、引き続き利用する地区の方々の協力をいただきながら主体性を持って実施をしていただくことで、それが災害発生の抑制につながっていくと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かにそうです。前にも質問しております。昨年の6月定例会でやっております。ただ、そのときには同じ町で対応するのが厳しいと言っているんですが、その辺、場所がすっかり確定されてあるのか、どこにどう水路が入っているのか、あるいは里道がどこに入っているのか、その辺は把握されていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町で管理する路線と河川につきましては、全体で607か所ということになります。延長が384キロメートルということになります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そうしますと、一応確認されていると。その辺は町では確認されているんですが、今度、地権者と地権者では、その地域ではどこにどう走っているかというような形は説明がなされているか、それとも地域で分かっているか。私の知っている限り、地域の方たちもさっぱり分からぬで、何か起きたときは、災害が起きたときは、ここは何だ、赤

線だったんだな、青線だったんだなど騒いでいるんですが、その辺の地域への説明も今後必要になってくるのではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、先ほど町長答弁がありました延長路線数につきましては、これは町で管理している路線ということでございまして、赤線、青線に関しましては、明確に延長、面積というのはちょっと拾い出されていないというのが実情でございます。なぜかと申しますと、国から権限委譲ということで、要は公図に基づいてここからここまで赤線、青線というような渡し方ということになっておりますので、青線がじゃあ延長何ぼあって赤線が延長何ぼあるというのは、現在のところ、建設課としては把握してございません。

もし、管財課のほうで把握をしているのであればお答えをいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 赤線、青線につきましては、国から譲与を受けるときに、公図等を基に図面で位置を指定してそれで引受けしているといった形ですので、もともと赤線、青線につきましては無地番、地番がついていないということで面積といったものは表示されおりませんので、延長、面積等については町のほうでは把握、今のところはできかねているといった状況であります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かにそれは大変かと思ったんですが、一応あえて質問してみました。私が言いたいのは、ここに青線が入っているとか赤線が入っているという、公図でも構いませんので、そういうやつを地域の方たちに説明なされているかどうかです。といいますのも、台風19号で、ある場所においてはのり面脇に赤線があったんですが、崩れてしまってのり面の中斷になってしまっている。そこでやはり上の方と下の方が大分苦労していると、いろいろ手続等も取ってもなかなか前に進む方向がないということが起きてありますので、災害が起きて初めてそのように分かるような状態でございますので、その辺はある程度はその地域等に一応赤線、青線の位置等は何らかの形で記したほうがいいのではないかなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 赤線、青線がどこにあるか住民の方々にお示したらいいんじゃないかという御意見かと思いますが、例えばですが、やはり自分の宅地の境界とかそういったのは皆さん御承知のことだと思います。多分、これは私の個人的な考え方ということになろうかと

思いますが、自分が今どこを通っているかというのは、やはり皆さん御認識の上で通っているのではないのかなとちょっと思うんですが、どこの土地だか分からぬところを通っているという方がもしいらっしゃるのであれば、それはやはり皆さん御確認の上お通りをいただくということもございますし、あと赤線、青線の位置を全て皆さんにお知らせをするということになりますと、要は南三陸町全域の公図を取ってきて、ここが青線です、赤線ですと、結果としますと何かちょっとよく分からぬんだけれどもということで、逆に混乱を招くんじゃないかなと思われます。

ですので、もし御入用の方がいるということであれば、法務局等に行けば公図取れますし、あとはここどうなんだべというような御疑問があれば、町の役場のほうに来て建設課なり管財課なりのほうで御確認をしていただくという方法がベストではないかなと考えます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その関係でいろいろなことが発生していると私はそう思うんですが、土砂災害区域等ですか、今回、宮城県から指定されてまた大きく数が増えたようでございます。そういう中を私も二、三、現地を確認してみました。そこには青線が入っていると。青線が入って側溝まで入っていたんですが、やはり土砂災害危険区域でございますので、側溝もそっちさ曲がったりこっちさ曲がったり側溝の役目を果たしていないと、そのような状況が見受けられました。排水構造物等の意味をなしていないという関係で、やはりそういうのも法定外公共物の管理上、やはり今から必要になってくるのではないかなど。そういう形で、さきには法定外公共物等の管理について条例等も制定したらどうですかということで質問しました。そうしたら検討するというような話で止まっているんですが、その経緯、経過ですか、そのままでなっているのかどうなのか。今の答弁を聞きますとそのようになっているかと思いますが、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 公共物管理条例につきましては、今、使用とか作業、そういった形の使用許可案につきましては建設課のほうで対応という形の条例がございます。使用とかに係る分ですけれども、そういった維持管理に係る分につきましては、決まった内容等がまだ未策定といった形の状況であります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 内容がさっぱりちょっと分からぬような形ですので、やはりその辺、いつ何どきまた線状降水帯かなんか発生して土砂災害等が発生するか分かりませんので、現

地を確認して、やはり確認に基づいてどの辺まで改修とか維持とかやっていかなきやいけないという形で、ある程度やっぱり規定といいますか条例等は設置すべきではないかなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その件について建設課長にも答弁させますけれども、先ほど質問の1件目でも、いわゆる災害に向けて町としてどう取り組むんだという1点目の御質問ございました。結果として、先ほど答弁したとおりでございますが、先ほど冒頭で私がお話したのは、いわゆる町で管理している路線とか河川、これは町道で511路線もある。それから、林道で38路線、河川で58河川、607か所というお話をさせていただいて、そのほかにも法定外公共物というのもこれも管理をしなければいけないということになりますと、町でこれを全てしっかり管理するというのはどこまでやらなきやいけないのかという、その限度というのはやっぱりどうしても先ほど申しましたように出てくるんです。

ですから、そういう意味で、我々として何とか皆さんに御迷惑かけないようにというような方向性で考えながら、日々の町政運営といいますか、土木も含めてそうなんですが、やっているわけですので、そこはひとつ、完璧を求める議員さんの立場というのは分かります。それはもう理解はもちろん十二分させていただきますが、しかしながら、財源を使って対応する我々としても一定の限度というのは当然出てくるわけですので、そこはひとつ御理解をお願い申し上げたいと思います。

あとは建設課長。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 水路等がくねくねしている場所があると、そういう場所の改修等というような御意見でございますが、やはり先ほど来、町長からも御答弁申し上げましたとおり、通常の維持管理その他につきましては、やはりお使いになっている地区の方々であったり隣接している方々にやっていただくと。

町で管理している町道、河川、林道等合わせて380キロということでございますので、これに赤線、青線という話になると、今正確な数字は持ち合わせてございませんが、恐らく下手をするともう1,000キロ近い数字が出てくるんじゃないかなと。これは何で測ったわけでもございませんので、もう私の頭の中で概算という話でございますのでその辺は御理解のお聞きいただければと思いますが、今、380キロを管理するのも、正直申しまして財源的にも人的にも結構な労力が要るということでございます。それに加えて赤線、青線までという話

になりますと、やはり非常に負担が大きくなるということもございますので、そうしますと結果的には、場合によっては住民サービスの低下という方向にもつながりかねない案件でございますので、何とか地区の方々に御理解、御協力をいただきながら、今までどおり基本的には地区の方々で整備をしていただくと。

ただし、町のほうで何もしないというわけではなく、何かあれば御相談いただければケース・バイ・ケースで対応させていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

初めに、先ほど答弁保留の件について建設課長より答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの御質問のありました小森の用地の関係、答弁を保留させていただきましたが、確認できまして、今、承諾をいただいて契約に向けて手続中ということでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 工期が迫っておりますので、早急に承諾をいただいて応じてもらいたいと、解決していただきたいと思います。

それで、私も先ほど来、法定外等の質問するのも確かに心苦しかった形です。そっちからこっちまでという形もあるんですが、ただ先ほども言ったんですけども、土砂災害区域を見直ししている県のほうもそれで終わりなんですね。やはり対応、対策、やはり県のほうはそれなりに県も見る必要があるのではないかなどと。そこで危険を承知で生活している方もいる形です。せめて町のほうといいますか、県のほうではそういう箇所ぐらいある程度対応策を考えていきたいなと。そのように町のほうから県のほうに要望というのはできるのかどうか、その辺を伺って一応質問を終わりしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 災害危険区域の要望というお話でございますが、基本的には、やろうということになれば一定要件がございまして、急傾斜地であれば地区の方々の負担金を頂いて町で行うということになりますし、土砂災害という意味合いでいきますと砂防とかダム的な施工ということになるんですが、それも一定要件がございまして、戸数、世帯数であつ

たり金額であったりということで、要望と申しましてもなかなかその辺、県のほうにお願いをしたからやつていただけるというものではございませんし、今回の土砂災害の警戒区域の見直しで箇所数が増えているわけでございますが、これにつきましては基本的にハード事業での対策を行うという趣旨ではなく、危険性がありますので気象庁の発表する警報、その他注意をしていただき、可能性があるので、そういう場合にはそういう土地だというのを皆さん御認識いただき、避難等につなげていただきたいというような法的な趣旨もござりますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、及川幸子君。質問件名、1、町内各スポーツ施設の整備状況について。2、再三起きる職員の不祥事問題について。3、祈念公園の維持管理等について。以上3件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

[7番 及川幸子君 登壇]

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。ただいま議長のお許しを得ましたので、登壇より御質問したいと思います。

まず先に、全国コロナがまん延している中、なかなか収束を見出せないでいるコロナに感染した皆さんに、この場をお借りして心よりお見舞い申し上げます。

さて、質問事項といたしましては、町内各スポーツ施設の整備状況について。町長、教育長に質問いたします。

1点目について、小中学校のグラウンドの整備と照明設備は、スポーツ少年団や部活動で使用するのに万全であるのか。

2点目、オリンピックを見た子供たちはそれぞれの競技種目に感動されたと思うが、町が子供たちに夢を実現させるための施策をどのように考えているか。

3点目、現在、平成の森林間広場は、サッカーやグラウンドゴルフで使用されているが、照明設備がない状況です。子供たちは照明設備のある学校を移動しながら練習に励んでおります。子供から大人まで施設利用するためにも、ぜひ夜間照明設備の設置を早急にすべきではないでしょうか。

4点目、ゴルフがオリンピック種目になっているが、この競技も幼少期から実践してきた人にはかなわない。近隣にはゴルフ場もないで、我が町の子供たちにせめてパークゴルフ場を整備して老若男女が集える施設を考えてはいかがでしょうか。

以上、4点について壇上よりお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目の御質問、スポーツ施設の整備状況について、まず私から3点目と4点目について御質問にお答えをさせていただきます。

3点目の御質問、夜間照明設備の設置についてであります。現在、志津川小学校、伊里前小学校、名足小学校、志津川中学校、それぞれの校庭に簡易照明設備が整備をされております。夜間の活動も当然可能となっております。現状、この照明設備を利用している団体はサッカーと野球部などであります。グラウンドゴルフはおおむね日中の活動となっておりますので、照明設備を利用した活動は行っておりません。利用団体はサッカーが3団体、野球が2団体、その他1団体であります。これらの団体は、定例利用団体としてそれぞれ活動計画の中で週1回から週3回で活動しておりますので、利用については支障なく十分な活動がなされているものと考えております。

また、御質問にあります平成の森多目的運動場への照明設備設置につきましては、野球場の照明を含めて相当の規模となることが見込まれます。さらに、松原公園運動場への照明設置への要望もありますので、今後は財源等も含め、総合的な見地から計画的に行われるべきものだと考えております。

次に、4点目の御質問、パークゴルフ場についてですが、パークゴルフについての御質問は以前にもありました。その際にもお話ししたとおり、パークゴルフやグラウンドゴルフは、コミュニティースポーツとして一人一人の体力やライフスタイルに合わせ活動できる生涯スポーツあることは十分承知をしております。しかしながら、ゴルフとは大きな違いがあります。ゴルフ場が近隣にはないため、パークゴルフ場の整備をして子供たちにプレイする場を与えゴルフに興味を持つきっかけができればとの見解かと思いますが、現状でいうならば、近隣には気仙沼市、登米市、石巻市にパークゴルフ場が整備をされております。交通アクセスも1時間圏内であり、気軽に利用が可能な範囲と認識をいたしております。新たに本町にパークゴルフ場を新設となれば最低限3万平米もの土地がまず必要となることを考えれば、現状ではパークゴルフの整備は困難と考えております。

1点目及び2点目の質問については、教育長より答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひします。

それでは、私から1点目の御質問、小中学校のグラウンドの整備と照明設備についてお答えいたします。

学校の校庭は、義務教育施設として子供たちの成長を支えるほかに、地域活動の拠点としてのスポーツの振興やコミュニティーを支える役割も果たしております。町立学校の校庭は、東日本大震災での被災や応急仮設住宅用地として使われていたこともあり、運動場としては十分な利用ができない期間が続きましたが、仮設住宅撤去後は、復旧した、あるいは新設された広い校庭で子供たちが生き生きと教育活動やスポーツ少年団活動を行っております。

校庭の管理は、通常、学校の日常管理の中でお願いをしているところですが、学校での対応が難しい改善点があれば、その都度、緊急度などを考慮しながら業者委託などにより対応しております。

照明設備は、町内の小中学校7校のうち4校に設置されており、スポーツ少年団の夜間練習や部活動の練習で有意義に利用していただいているものと思います。少子化の影響により、スポーツ少年団や部活動の登録数が減少し校庭の利用頻度も以前と比べ低くなっている状況ですが、引き続き、安全・安心な教育の場と地域に開かれた学校施設として良好な環境の下で利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、2点目の御質問、子供たちに夢を実現させるための施策についてですが、コロナ禍での開催となりました東京2020オリンピック・パラリンピックでの選手の活躍は、日本中の子供たちにも勇気と感動をもたらしたと思います。このような中において、本町には各学校施設と平成の森、スポーツ交流村、松原公園運動場の3つの社会体育施設があります。特に平成の森しおかぜ球場では、NPBイースタンリーグ公式戦が、多目的運動場では社会人サッカーリーグ公式戦、ベイサイドアリーナにおいてはバスケットボールBリーグ公式戦が開催されているように、プロスポーツが開催されるほどの施設を備えている現状を考えますと、施設環境はおおむね十分なものと考えます。

今後は、未来を担う子供たちが夢に向かってスポーツに取り組み夢を実現できるよう、トップアスリートを招いた体験授業や教室などのソフト事業を中心に、指定管理者等と連携を図りながら事業展開してまいりたいと思います。

お願いします。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ありがとうございます。

1点ずつ掘り下げていきたいと思いますけれども、まず1点目の学校の照明設備なんですが、ただいま教育長さんのお話ですと、6校のうち4校は照明がついているということは、全校庭に照明設備があるわけではないということだと伺います。そうした中で、子供たち

は照明設備がなくても、これから日が短くなりますけれども、不自由がないのか、あるのか。その辺、まずもってお伺いしておきます。

それと、グラウンド状況の整備を今お伺いしましたけれども、暗渠整備というものは全校庭に整備なされているのか、あるいは雨が降った後の校庭使用がどうなのか、御説明願います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） まず、1点目でございますけれども、現実的には4つの学校しか照明設備というのはございませんが、この点について、各学校のほうから子供たちが不自由なで設置していただきたいなどの要望はございませんので、子供たちは不自由なく教育活動が行われていると思っております。

2点目の暗渠排水の件でございますが、全ての学校にしっかりととした暗渠排水の施設が整えられているかというと、そういう形にはなっていないのが現実というところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 申し訳ございません、私、耳も今日は遠いものですから、教育長さんにもう少し声を高くしていただくと非常にありがたいと思います。私の声も風邪声なのでちょっと聞きづらい面があるかと思いますけれども、よろしくお願いします。

ただいま暗渠は各学校、設置になっていないところもあるようなんですが、何校中何校が暗渠整備なされているのか。雨が降った後、校庭の使用率はどの程度悪いのか。その辺、まずもってお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 確実に暗渠排水設備が入っているとこちらのほうで認識しているのは、入谷小学校さんとか、あとは戸倉小学校でございます。そのほかの学校は大分年数が経過しておりますので、たとえあったとしても、暗渠のものが適切にというか効率よくなされていくかどうかというのは非常に厳しいと思っております。現実的に雨が降ってしまうと校庭がぬかるんでしまっているという現実、さらには運動会などでも雨が降ると、先生方や保護者の方々が総出で水はけを、水気を取るということを行いながら、苦労しながら運動会を実施しているという状況でもございます。そういう状況は認識しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2校、入谷と戸倉さんに暗渠排水があるということで、そのほかは、申し訳ないです、何校あるうちの2校なんでしょうか。（「7校」の声あり） 7校。

7校のうち、2校だけが暗渠排水ができているということなんですか、やはり運動会

シーズンになると、天気予報が一番気になります。次の日、できる、できないが本当に子供たちの動搖が大きいのかなと思われます。なぜこれを聞くかというと、やはり町内の学校としては格差があつてはならないのではないかなどという、練習というものにも影響してくれるのかなと思われるんです。今後、このような格差を埋めていく施策ということは考えていらっしゃるんでしょうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 実際として今お話ししたとおり、暗渠があつたり、あるいは適切に作用されているかというところでは大変心配なところもあるんですけども、そういう部分について、各学校で格差があるという格差という表現のところなんですかけども、それぞれ工夫をされながら教育活動を行っていると思いますので、校庭等についてはそれぞれの学校には等しく十分格差のない形で環境が整備されていると思っております。ただ、暗渠が入っている、入っていないか等については、やっぱり違いというのは出ているのは事実でございます。

また、今後の暗渠の整備とか改修については、現在のところでは計画というものは持ってはおりません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 暗渠が入っている、入っていないというと、ちょっと大げさなような表現になりかねはしないかと思われますけども、やはり運動会シーズン、そしてスポーツ、子供たちはスポーツするのが体を作っていく上で非常に大事なことなのです。そういう場合、では暗渠ではなくて、雨降った次の日、皆さんが、児童生徒が運動できる状況にほとんどの学校がなっているのか。次の日は使えなくとも次の次の日は使えますよというような、そういう一番ひどいような状況の学校というのはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 何をもってひどい状況というのがあるかどうかというのはちょっとあれですけれども、確かに前の日に雨が降ってしまう、あるいは夜に雨が降ってしまうと使えないという学校は、体育はできないという学校あるいは子供たちが校庭で遊ぶことができないという学校もありますが、それ初めて使えなくなったとかということではなく、長い間そういう時期的なものを考えて、体育の授業などのカリキュラムの場合には、そういう梅雨どきのときには校庭での利用について控えるようなカリキュラムを設定していたり、あるいは校庭でできなかつた部分を体育館で活動するとか、雨の日の活動、雨の日の教育とい

ことについては各学校工夫をして行われておりますので、雨が降って泥んこだらけの校庭があるから教育に不自由さがあるという、不便はあるかもしれませんけれども、教育活動が滞っているとは考えてはおりません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それは、ただいまの御説明ですと中学校も含めてでしょうか。中学校は部活動があるわけですよね、外でやる部活動。それに影響がそこにあるのかどうかということを私は今聞きたいと思いますけれども、その辺は、小学校の場合ですと外でできない分、中でしますよということがあるんですけれども、中学生になると非常に部活動を一生懸命やって国体とかいろいろなところに出ようとしている選手も出てくるわけですね、上を目指す子供たちも。そうした中でグラウンドが使えなくてということが起きているのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（齊藤　明君）　雨が降ってグラウンドが使えないというのは、小学校でも中学校でも同じだと思います。部活動においても、雨が降ってぬかるんでいる場合には外での部活動というのは当然できない状況だと思っております。ただ、天気というのは晴れの日もあれば雨の日もあるわけでございますので、雨が降ったときにはどういった部活動をするかということは、各学校工夫されて行なっていると思いますので、不便さというか、やりたいときに校庭ではできないかもしれないけれども、部活動とすると体育館で行ったり、体育館でもできる活動であったり体を鍛えるストレッチとかそういうことともできますので、部活動には大きな支障が出ているとは、私は考えてはおりません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　部活動には支障がないという御説明でしたけれども、では、2点目に入らせていただきます。

オリンピックやパラリンピックを見た子供たちは、それぞれの競技種目に感動されたと思うが、町が子供たちに夢を実現させるための施策をどのように考えているのかお伺いいたします。

まず、オリンピックを見た、パラリンピックを見た子供たちに、学校としては取組としてアンケートなどを実施してあるのかどうか。もしあるとすれば、その結果を御報告願いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（齊藤 明君） アンケートというのは、オリンピックを見たかどうかというアンケートでしょうか。そういうたオリンピックに関するアンケートは行ってはおりません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 当町の子供たちには何の種目が、なぜ今アンケートを取りましたかと聞いたのは、子供たちには何の種目が興味深かったのか聞きたかったんです。また、パラ競技の中ではメダルの数からいっても格別の努力、精神力を要した結果だと思いますが、子供たちにはどのように映ったのか、把握していたらお聞かせ願いたいということでアンケートを取ったかどうかということなんですけれども、アンケートを取っていないとすれば、各学校からこういう見た感想というものは委員会さんほうに上がってきていたのかどうか。非常にこれは大事なことだと思いますのでお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 具体的にアンケートは取っておりませんけれども、南三陸町では、これまでもというか5年前にオリンピック・パラリンピック教育の県の指定、国の指定ということでオリンピックに関する意義についてしっかりと学び、さらにそれを町内で広めています。子供たちがオリンピックを見ながら、パラリンピックを見ながら、そこで学ぶ。目標に向けての挑戦をするアスリートたち、さらにはさまざまな事情や事故等で体が不自由になっていても自分の夢に向けて取り組んでいる姿に感動したり自分もやってみたいなと思う気持ちが芽生えたということは、当然あるものと承知しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの答弁ですと、あるものと承知しているということで教育長さんのお言葉だと私は受け止めています。

子供たちが夢を追いかける姿を想像すると、とても元気をもらいます、周りも。やはり未来のために環境づくりをしていくことが行政に携わる我々の仕事ではないかと思われますけれども、その現場の声として、今後、教育長さんはどのような捉え方、子供たちの意見聴取、そういうものを学校とともにやっていくのか、その辺お伺いいたします。ただいまは個人の見解をお伺いしました。今後、学校として、オリンピック・パラ競技を現実のものからそれを子供たちにどのように指導していくのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 子供たちの夢の実現に向けての取組というのは、スポーツに限ることではなくて、文化活動であったり学術的なことであったり将来の夢というものがありますの

で、現在でも学校教育の中で志教育を行ったり、あるいは様々な体験活動を行ったり、あるいはスポーツなどについていえば、体育の中では、このコロナ禍ではありますが、しっかりと感染対策を取りながらスポーツを子供たちが学んでいるところでございます。

学校のほうで取り組んでいく中では、子供たちの興味、関心を育てながら、体験活動あるいは様々なアスリートたちに依頼して体験活動を行う場合には、学校のほうについても教育委員会としても協力いたしますし、また先ほどもお話しいたしましたけれども、テレビだけを見るだけではなくて、現実にアスリートたちが来てその姿を見せる、あるいはスポーツ教室などを開催するなどをもって、子供たちの夢を育んでいきたいと思っております。

さらには、子供たちだったり学校のニーズにおいては様々なスポーツの備品なども購入して、その種目を体験したいということがあれば貸出しをすることもできますし、あと社会教育施設等である自然の家でもたくさんのスポーツの器具が用意されておりますので、そちらのほうを紹介するなど、子供たちが体験をしてそのよさを味わっていけるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　やはり現実、現場に行ってみるということはすごく子供たちに伝わりやすいんですけども、今回はコロナ禍で観戦ということがないということが非常に残念なんですけれども、種目としてどの種目に子供たちは興味があったのかということは確認していないでしょうか。その辺、もしこういう種目が人気があったとかというところを確認していただけているのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（齊藤　明君）　大変申し訳ございませんが、先ほど申し上げたとおりアンケートを実施しておりませんので、具体的にどのスポーツに対して子供がどういうふうに興味を持っているかという数はちょっと把握はしておりません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　アンケートを取っていないので分からぬことなんですかとも、今後スポーツに携わる子供たち、未来の子供たちにはやはりそういう何に興味があったのかということを、今後、これからでもいいですので、アンケートを取って、それに向けて町も環境づくりに応援していきたいと思いますので、ぜひ、その結果が出ましたらまたお伺いしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3つ目に移らせていただきます。

平成の森林間広場は、サッカーやグラウンドゴルフで使用されているが、照明設備がない状況です。子供たちは照明設備のある学校を移動しながら練習に励んでいます。子供から大人まで施設利用させるためにも、ぜひ夜間照明設備の設置を早急にすべきではないでしょうかと先ほど質問いたしました。

それには松原グラウンドもあるので、そちらにも必要なのですぐにはできないというような御回答がありましたけれども、その中で平成の森林間広場、やっと芝も落ち着いて皆さんからグラウンドゴルフなどでも使われていますけれども、子供たちが学校を移動しながらサッカーの練習をしているということは、先ほどの教育長さんのお話でも分かりました。そして、私もそれを聞いて今回の提案をしたわけですけれども、非常にあっち行ってこっち行ってということが、子供たち、父兄もそうなんですかけれども、大変だということが聞かれます。

そうした中で、松原グラウンドの照明も今造っているそれもあるんですけれども、やはりここは先ほども話に出ましたように公認のサッカーができる場所でもあります。そうした中で、それを使うことによって相乗効果が増えてきます。下の売店、お店、そういうものにも相乗効果があります。

先ほどの中に1つなかったんですけれども、各ベイサイドも野球場も皆公式試合ができる広さになっております。1つ、私、抜けているなと思ったのは、平成の森のアリーナ、あそこは公式テニスができる面積となっているはずです。それをまずもって御存じでしたかどうか、その辺、さっきの話の中にそこが出てこなかったものですから、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） テニスコートの件ですが、多分、行って御覧になったかどうか分かりませんが、現在、あのテニスコートはございません。（「いや、中です。アリーナの中」の声あり）

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） ちょっと「こうしきテニス」というのが、公式の試合ができるものなのか、軟式テニス、硬式テニスのものができるのか、ちょっと分からぬので何ともお答えのしようがないんですが、なかなかあそこで公式、いわゆる公の式の試合ができるというのは、ちょっと承知はしてございません。私の勉強不足かもしれません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） すみません。私のほうが間違っていました。テニスでなくバドミントンです、バドミントン。それは公式バドミントンができるスペースになっているようですので、

その辺も、もし今後参考にしていただけたらありがたいと思います。

それから、照明も去ることながら、保護者、子供たちからはサッカーの国道45号線西側、それから北側にガードネットが欲しいということも子供たちから、利用者から言われていますので、その辺、併せてお伺いいたします。今は1メートルぐらいの柵が回ってあるんですけども、サッカーすると飛んでしまうことがあるので、高いネットが欲しい、設置してほしいということも言われていますので、その辺、今後設置できるかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 防球ネットについては、そういう御意見があるというの伺っております。ただ、去年から使い始めているという中で、町長答弁にもございましたとおり、ほかのものと併せながら計画的にやっていかなければならないものだと理解をしております。サッカーのみならずの活用かと思いますので、防球ネット1つにしても、どの程度の高さにしていくのかというのもしっかりと考えていかないと、なかなか今これが足りないのでじゃあちょっとこれだけという簡易なものをつけしていくということにはならないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管財課長が退席しております。

7番及川幸子君の一般質問を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

先ほどの答弁いただいた中から、平成の森の照明については、松原グラウンドそして平成の森広場の照明設備は、どちらが優先するか優先順位があるけれども、今後、設置する方向だという解釈に立ってよろしいのか、また別の方法があるのか、その点お聞かせいただきます。それから、町長は野球大好き人間ということで町内外の皆さん知っているわけですけれども、野球場は億単位のお金をかけて整備されています。サッカーポートも多く、今は野球人口を上回るほどサッカーポートが増えておりますので、ぜひネットの設置も併せて、子供たちに夢を持たせるためにもぜひお願いいたします。

それから、北側にあるトイレなんですかけれども、平成の森は歩け歩けしている人が多く、広場はグラウンドゴルフ練習も多いので、北側トイレ、震災の影響で便器から土間の部分が壊れたまま10年を経過されております。それも教育委員会には連絡していると、指定管理者のほうでは連絡して分かっているはずだと言われましたけれども、それは多分町長には伝わっていないのかなという思いがいたします。伝わっていれば、このまま10年間も放置していくなかつただろうと思われますけれども、その辺、分かっている範囲でお答え願います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 照明の設備につきましては、基本的には私もあったほうがいいと思っています。とりわけ林間広場において、あそこは平成の森の合宿所といいますか宿泊施設がありますので、これまで野球の合宿でお泊まりいただいたりとか、林間広場にそういう照明がつけば今度サッカーのほうの子供たちとかいろいろな様々な合宿として使われるということになりますと、平成の森の宿泊場の稼働率が上がっていくこともありますから、全体的な経済的な面も含めてやったほうがいいんだろうということは思っているんです。

ただ、1つ問題なのがありますて、今、町内についている照明施設のランプが全て水銀ランプなんです。これが今年2021年から製造禁止、それから併せて輸入も禁止ということになりましたので、このライトが切れると代替がないということになります。したがって、現在、もし切れたようになれば今度全てLEDに切り替えていかなければいけないということになります。ですから、新しく設備をするということも当然視野には入れますが、まずは現在使っているそういう水銀がなくなったらもう大変なので、切れれば大変ですので、その辺の入替えも考えていかなければいけないという問題も実はあります。

それともう一つは、野球が好きだからというわけじゃないんですが、平成の森の照明施設がもう30年経過します。もう完全に老朽化をしているということでございますので、好き嫌いは別にして、老朽化している部分もそこはもうしっかり替えていかなければいけないと思っています。

照明の関係の経費的なことを言いますと、1施設、例えば、平成の森野球場、それから林間広場、それから松原公園のほうも1施設当たり約1億円ぐらいかかります。ですから、3か所に造ると3億円という財源が必要になってくるんです。ですから、順番にやっていかなければいけないねというのはそういう事情でございますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 後段にございましたトイレというお話がございました。

こちらについては、なかなかすべからく指定管理者も努力はしているとは思うんですけれども、これもやはり指定管理者についても指定管理施設を維持していく中で、例えば、今年は宿泊棟のエアコンを取り替えたりですとかそういったのを計画的にやっておりますので、そういういった中の1つとしてぜひ取り組んでいけるように、ちょっと今、じゃあすぐやりますとか来年やれますとか再来年やりますと言い切れないところではありますけれども、それも含めて計画的な中で整備をさせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、やっぱりトイレ関係は教育委員会には上がってきてていると。これは10年たっていますけれども、復旧予算はつかなかつたんでしょうか。今、10年も過ぎて今からというわけにいかないでしようけれども、予算上、復興事業費で上げなかつたのか、できなかつたのか、その内訳をお伺いします。

それと、それを聞いて最後にしますけれども、パークゴルフは近隣にあるから造らないということなんですけれども、時間の関係もありますので、最後に町長、教育長さんにお伺いしますけれども、ノーマライゼーションの環境づくりの町になっているのかどうかということを、この1件目の最後にお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 議員お尋ねのトイレが我々のところに話がずっと上がりつてきていて保留していたのかということについては、ちょっと私も確認はしてはございません。ただ、現在あって使えない状態ですよというところであれば、あるものであれば、それなりに整えていかなければならないんだろうということでお答えをさせていただいたところです。

それから、復旧予算ではないのかということになれば、震災で壊れたものとは理解はしていませんので復旧には当たらないのではないかと思うんですが、当然、「震災のときからです」の声あり）であれば、そこは震災で、あそこの位置ですから地震で何かそれに不具合があつてなったというものであるのか、そこについては正直今何ともお答えのしようがございませんので、確認をさせていただいた上でお答えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 今、ちょっと確認して、私は外のトイレに入ったことないものですから今確認しましたら、くみ取のトイレなんだそうですね、今。そういう状況でございますので、

抜本的にいわゆる合併浄化槽を入れて、そしていわゆる水洗といいますかそういうふうなトイレに替えていかないと、快適になかなか使えないということですので、そこは町としての責任の中で替えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、最後のノーマライゼーションの環境づくりの町になっているかどうか、お2人の所見をお伺いして、1件目を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） このノーマライゼーションについては、近年というかもう10年以上になっていると思いますけれども、教育の中においては特別支援だとか体の不自由な方たちとともに学校の中で、さらには地域の中で共に共生社会を目指していくという取組については、学校の中でも十分指導しておりますし、それが社会体育の中でもスポーツの分野であればどんなたでもできるようなスポーツ、ペイサイドのほうにも、例えば、ボッチャの道具があって貸出しなどもありますので、しっかりと全ての人たちがスポーツに楽しめる環境づくりに取り組んでいると思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 公共施設を含めてそういう思いでこれまで取り組んでまいりましたしかといって今万全かと言われるとそうでもないところがございますので、今後ともそういう思いを持ちながら進めていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございました。

次に、2件目、再三起きる職員の不祥事問題について。

①として、以前からの職員不祥事問題の解決策の検証をすべきではと思われますけれども、厳重注意という言葉を副町長は使って、住宅使用料それから屯所問題それぞれありましたけれども、再発防止をどのような違いを持って再発防止策を職員に説明したのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のお話ですが、最初に私の答弁を聞いてから副町長に質問をお願いしたいと思います。

2件目の御質問、再三起きる職員の不祥事問題ということですので、御質問の1点目から3点目は関連ありますので一括してお答えをさせていただきます。

これまで不適正な事務処理事案が発生した都度、職員に対する研修や訓示等を実施してまいりましたが、繰り返し発生しているということは議員御指摘のとおりであります、職員に響いていなかつたものと言わざるを得ず、意識改革は喫緊の課題であると認識をしております。

さきの高橋兼次議員の質問にも対する答弁のとおり、全職員が現状並びに過去の不祥事問題の事実を自身に置き換え認識することが必要であり、それらを含めて今後の研修の在り方については抜本的に見直すということにしてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　では、抜本的な見直しをしていくということなんですかけれども、内部牽制の体制ができていないことが今回の問題だったのかなと思われますけれども、今、以前の問題です、以前の住宅使用料問題、屯所問題、そういうことの訓示、厳重注意、それぞれ別々な言葉で職員に厳重注意したのか、同じやり方だったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　その都度、一人一人職員を町長室に呼んで私のほうから厳重に申出をするんですが、残念ながら、そうはいってもこうやって再発したということについては、まさしくそれが、先ほど言いましたように心に届いていなかつたのかなという思いがありますので、そこはしっかり真摯に反省をしながら再発防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　監査委員の報告書にもありました10年間総会もしていなかつたことが問題視されています。補助金の使用状況をきちんと監査、監督していれば被害の拡大を防止できたのではないかでしょうか。この辺はどのようなお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　さきの全員協議会でもその辺については私からもお話をしておりますように、総会の開催の問題、それから監査委員の指摘に対してそれに向き合ってこなかつたということが今回の問題ということだと思っています。

ただ、総会のことを言わせていただきますと、震災の1年、2年は、この問題だけではなくて総会を開催した団体そのものがほとんどなかつたということです。ただ、それがいいとか悪いとかじやなくて、そういう経緯を踏まえながら、こういった落とし穴といいますか、やっぱり見落としがあったということについては反省をする必要があるんだろうと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、2点目、監査意見書によれば3回も口頭により指摘した事項とありますが、口頭で指摘した証拠がないから職員に響いていなかつたのではないでしょかと私的には思います。指摘事項は書面でやはりするべきだったのではないかと思うかと思いますけれども、これは町長にお伺いします。受けた側として、口頭で受けるよりも書面で受けたほうが説得力があったのかなと思われますので、その辺どのように思うか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 処分の軽重によりまして文書で本人に渡すということもございますし、それから併せて私の口頭で厳重注意という話もしておりますので、ただ繰り返しますが、文書とか、それにあるいは口頭のみならず、職員にそれが届いていなかつたのかなということが非常に私としても残念だと思っております。

○議長（三浦清人君） 7番、監査委員の指摘事項というのは文書で出していますので。もしもし。

○7番（及川幸子君） 聞こえないです。

○議長（三浦清人君） 監査委員の指摘事項は文書で出している。分かりましたか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、先ほどの答弁の中で高橋議員のほうに、昨日、おとといでしたか、答弁の中で、課長級の評価制度を取っているということで課長級の評価は特別職がするんだということを伺いました。それは人を人が評価するので、特別職が課長を評価する、やはり感情が入るということは好きか嫌いかということも入ってくると思うんです。

なので、職員同士で行ったらどうかなと私は提案したいと思います。というのは、例えば、課内に5人いるとすれば、1人の評価をするのにその人それぞれの評価をつける。5人全部が課内の人たちで評価して、それを持ち寄ったものを評価基準にしてやつたらどうなのかなという思いがするので、ひとつ提案としてさせていただきます。一番、課内同士であれば忌憚ないことが言える、書ける、話し合える、そういう感覚になっていくのかなと、一番言いやすいというか。どうしてもやっぱり特別職が入ると、言わないとか言いづらいとかそういう利害関係が出てくるのかなという思いがするので、こういう方法もどうかなということを話してみました。

屯所の訴訟問題では、町は99%の逆転敗訴になりました。そういうことにならないように、また無駄な裁判費用や税金を使わないために、今回は責任をきっちりと追求することで再発防止になるのではないかと思われます。その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 7番、今、逆転敗訴という言葉なんですが、和解で成立したわけですか
ら、だから逆転敗訴という言葉はいかがなものかなと。よって、今の言葉を取消しで。

○7番（及川幸子君） 取り消して、敗訴ではなくて和解という言葉に変えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川明君） まず、人事評価制度の評価の在り方につきましては、同じ課内のは
うがいろいろ評価しやすいというお話をありましたけれども、職員についてはそのように取り
行っています。直属の上司である係長あるいは課長が職員に対して行っていますが、我々管
理職だけは、なかなか逆に同じ課内で下の者が評価しやすいか、しくいかと多分考えると
分かると思うんですが、そこは立場上、上位の者が行うような評価制度に現在なっておりま
す。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そういう考え方であればその考え方でいいんですけども、私は逆に、課長
以上の人人が評価するばかりではなくて、部下からどのような見方をされているかということ
も大事なことだと私は思うから、今日述べております。

最後になりますけれども、公務員として他の模範となるための職員研修の今後の在り方をお
伺いいたします。

南三陸町の就労先としては、役場職員はエリート的存在です。毎年毎年、職員の不祥事問題
が出てきては町民の信頼を失墜させるだけです。これを克服するには相当の時間とエネルギーを費やします。中には、きちんと法に基づいて仕事をしている職員もいますので、何事にも襟を正して町民に寄り添う姿勢を見せてもらいたいと思います。この襟を正していくとい
うことに対して、今後、模範となるべき研修をどのようにやっていくのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 具体に研修等の内容については、総務課長を中心にしていろいろ検討し
てございますので、詳しくというか今詳しくなかなか言える状況ではございませんが、少な
くともこれまでのような研修でやめるということではないということだけはお伝えしておき
たいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川明君） 昨日も10番議員の質問に対してお答えいたしましたが、まず研修の
在り方につきましては、これまでどちらかというと階層別研修という同じような職務の者
が一定レベルの中で研修を受けてきたと。なかなか横にくしを刺してもこのような事案が起

きてしまうということは、もう少し業務の在り方そのもの、取り組み方というか姿勢といいますか、そういった部分をそれぞれが内部牽制できる研修のほうがいいのかという考えを今思っています。そういう意味では、同じ課の所属の中で一堂に会しての研修のほうが公務の服務の規律基準をしっかりとこなしていけるのではないかという考え方で現在は検討しております。

これはもう既に配付になりましたけれども、今回の不正流用事案の報告書の中で研修の在り方そのものも触れてございますので、それを参考の1つとして内部で検討してまいりたいと思っています。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　この研修のやり方によつては、後は絶対起きないんだということを目標に最善の努力をしていただきたいと思うんです。だから、それは間違ひが絶対ないということは言えないと、人間であればあると思うんです。それを課内で認め合つてそれを乗り越えていくという、課内のチームワークをつくっていくのも1つの方法だと思いますし、課内ごとにそれを集めてどこの課がそれに近づいているかとか、課内ごとの評価ということも大事ではないかなと思われますので、ぜひ期待しておりますので、そういう研修を行つていただきたいと思います。

それから、3点目に移らせていただきます。

避難築山等の草刈り作業等を今後どのような方法でやつていくのか、3件目の1点目です。

それから、2点目、維持管理の委託契約の中に除草作業のすみ分けができるのか、お伺いいたします。

それから、3つ目、築山への避難経路の看板設置等について。

以上3点について、祈念公園の維持管理についてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤仁君）　それでは、3件目の御質問、祈念公園の維持管理についてお答えをしますが、まず1点目の御質問でありますが、草刈り作業です。これは職員のボランティア作業です。これは今後も通常業務が終了後、職員がボランティア作業として基本的には全職員体制で行つてきます。また、御協力いただいたのは、8月5日に社会福祉協議会の声がけによりましてボランティアの皆さんにお集まりいただいて草刈り作業等が行われましたが、今後も同様の申出がございましたら可能な限り受け入れられる体制を整えていきたいと思います。

次、2点目の御質問ですが、1点目でお話ししましたように除草作業は委託してございません。したがって、委託契約をしておりますのは浄化槽の管理だけ、これだけは委託をしてございますが、それ以外は一切職員でやるということです。

3点目の御質問です。築山への看板設置等についてですが、祈念公園内には12基の避難誘導看板があります。これらは全て避難先である志津川高校への距離や経路を表記し誘導しております。築山に関しましては、緊急時に志津川高校への避難が困難な場合の一時避難先として整備をしておりますが、基本的な避難先は志津川高校でありますので、築山への避難誘導する看板の設置は行わないということです。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは、1点ずつ掘り下げていきたいと思います。

草刈り作業は、委託はしていないということなんですねけれども、今お伺いしますと草刈りボランティアで職員、それから8月5日には社協のほうからボランティアいただいたということなんですねけれども、この職員と社協の人たち1回ずつだと思うんですけども、普段は数回、各地区は3回とか4回やっているわけなんですけれども、今後もこの1回で間に合うのか、その辺と、それから木がおがってきたら植木屋さんとか造園屋さんなどに委託を頼む必要があるのかないのか、まずもってその辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤仁君）　雑草が伸びてきた場合には、建設課が主体として草刈りを行っております。年に1回ではなくて、今回はお盆の近くに複数日、各課の都合のいい日を選んでやっておりまして、年に1回ということではなくて、今後も年に何回か継続してやっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　職員での草刈り作業でございますが、お盆前には、町長の答弁にもありましたように各課何回かずつボランティアで作業をしてございます。

あと今後におきましては、特段期限を決めずにある一定のエリアを各担当部署で常時といいますか都合のいい時間とかそういったところのときにやっていただきたいということで、各課の課長さん方のほうにはお願いを申し上げているというところでございます。

あとメインといったしましては、当然ながら管理をしております建設課のほうで主体的に今動いて作業しているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 職員が退所後にやるということにつきましては、10年たっても職員の気持ちというのは、特に防災庁舎周辺なんですけれども、気持ちがトラウマになる人もいると思うんです。そうしたことを考えると、毎年続けるボランティア活動はどうなのかなという思いがします。非常にあそこに行くということに対して、デリケートな問題なので行けない人もいるかと思うんです。そこを理解してボランティア活動の指示を出していかなきゃならないのかなと、ちょっと難しい部分がありますけれども。

こういう今年のように暑いとき、退所後に行って熱中症にならうどうしようか、時間外なので補償がない、時間外命令は出でていないと思うんですけども、そうなったとき、そこで何かあった場合、職員はどうなるのかなというような考えを持ったりいろいろするわけなんです。ほかのボランティアの人たちも有償・無償ボランティア活動の人たちも多く今年の草刈りなんかは入り混じっているということを聞いております。

そこで大なり小なりの苦情も聞いておりますけれども、今後の維持管理体制を明確にしていくべきじゃなかろうかなと思われるんですけども、その辺は毎年、今の状況でやっていくお気持ちなのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 及川議員と私の考え方は全く別です。人はどうしても忘れるものです。震災から10年たちました。だんだんだんだん町内の方々にも風化といいますか、そういうところからだんだん離れていくというのは、これはある意味避けられない。しかしながら、我々南三陸町の役場の職員として忘れてはいけないのは、志半ばで旅立たれた同僚の方々、この方々の無念を忘れてはいけない。

したがって、私は、実は最初はこれ委託という話があったんです。しかし、これは私が却下しました。役場職員として、あの場所に行って亡くなった仲間たちにちゃんと想いを年に何回か寄せるためには、職員で行って草刈りをしようということで決めました。ですから、この問題については、及川幸子議員とは私は考えが違います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私と考えが違うということは分かりました。しかし、私も職員の1人でした。やはりあそこさ行くということは、トラウマになるんです。今この言葉を発していくながらもトラウマになります。なぜこれを言わなきゃないかというと、あそこの祈念公園は、皆さんに愛されてできた公園なのでしょうか。何回も、同僚議員もあそこに石に刻んでください、名前を石に刻んでくださいと言っても、それも実現できない。あそこに石が刻んであ

れば、遺族の人たち八百何十人、その半分、また半分でもいいから100人でも200人でも、そこに草取り作業にボランティアに来る人たちが出てくるかと思うんです。それが職員だけこうやってしなきやならないというところに、私は職員だけで何でこうしなきやならないのかなという思いがいたします。万が一、そこで何かあったら、時間外勤務命令もらっていいから何の補償もないです。たとえ具合悪くて倒れたとしても。そうなると、二重、三重のまた負担が増えてくるわけです。

だから、そういうことのないように、私は、この町の祈念公園だったらみんなで代わる代わるそこに足を運んでボランティアで草刈りなどをするのも1つの方法かなと思っていますけれども、考えが違うので、この話をしていくとどこまでも平行線をたどっていくので、この話については終わりとしたいと思います。

ただ、毎年、同じことをやっていくというのですみ分けができるていないこともあります、ひとつ残念なことなんです。先ほど建設課の職員が草刈りをやっていると言われましたけれども、建設課の作業員の人たちにもお手伝いもらっているのか、建設課の職員にやってもらっているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 建設課が主体的にというところでございますが、基本的には職員がメインでやっておりますし、今まで（「すみません、聞こえが悪いので」の声あり）基本的に職員でやってございます。作業員さん方につきましては、道路の除草とかそちらのほうをメインでやっていただいておりますので、基本的には職員がメインでやっております。

○議長（三浦清人君） 7番、かなり高い声でお話ししているんですが、私の声も聞こえますか。

○7番（及川幸子君） 聞こえます。議長の声は聞こえます。

○議長（三浦清人君） 今、心配していたんです。かなり高い声でお話ししているのに聞こえないと言ったから大丈夫かなと思って、今、確認です。（「今は聞こえます」の声あり）今は聞こえますか。（「マイクの関係だと思うんです」の声あり）及川幸子君。

○7番（及川幸子君） マイクに近づけてしゃべっていただければ聞こえております。

それで、建設課の職員というのは、作業員の方々を私は指して言っているんですけども、作業員の人たちの協力はもらっていないのかと。課長は職員とおっしゃったので、作業員ももちろん職員なんですけれども、作業内容が一般の職員と違った作業をしているので、その辺の内訳を説明していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 分かりづらい説明で大変申し訳ございませんでした。

会計年度任用職員の作業員さん方につきましては、町道とかそちらのほうの作業を行っていただいておりまして、先ほど職員と申しましたのは、派遣職員も含むプロパー職員等で作業をしているということでございます。

○議長（三浦清人君） まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 職員だけでやっているということで、これからもその職員でやっていくとおっしゃられましたけれども、私はその辺がどこまで続くのか心配です。木々が植えてあるわけですけれども、その辺の木々の伐採などは今後委託とかそういう考えがないのか、その辺ずっと委託しないでこのまま剪定とかそういうものは委託しないで済むのか、このままでいけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 木の剪定等につきましては、当然ながら樹木の専門家にお願いせざるを得ない部分も出てこようかとは思いますが、基本的には職員でやっていきたいなとは考えてございますが、やはり生き物でございますので状況によっては専門家にお願いする場合もあるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、職員ボランティアのほかには社協のボランティアも入っていただいたと。それから、有償・無償ボランティアの人たちも入っていたということを聞いたんですけども、そのへんは御存じでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。ボランティアでございますので、有償のボランティアというのは基本的になないと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、3点目に入ります。

築山への避難道路と避難看板設置等についてでございます。

以前、町長は、私の一般質問に対してあの築山に避難する人は1人か2人と話されました。しかし、あの築山を計画したときは高野会館やネイチャーセンターの来客数を合わせると200名ほどで申請しました。補助事業計画と事実はかけ離れたものになっていると私は思うんです。町民のよりどころとなっている公園ですが、これは確かに避難者は車で高台に逃げるが、現実は町長が話されたように築山に上がる人がいないと想定したほうが私は賢明だと思いま

す。しかし、計画のときに200名という人数を上げたがゆえに、あの築山があのぐらいの大きなものになりました。

今後、管理していくのに私が心配するのは、4か所の築山に上がる階段が雨、しけによって階段と土に溝ができる、そこの溝から水が入って補修が必要となるのではないかと思われますので、そこには何らかの長持ちするための植栽というのも考えなきやならないのかなと思われますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回もこの話をしていますが、基本的に築山には逃げ遅れた人が一時的に避難をする場所ということで整備してございます。基本は志津川高校へ避難を誘導するということになっておりますので、そこはひとつ何回も何回もお話ししているが、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 築山へ上ります階段の際と流されて後で補修が必要になるんじやないかということでございますが、それを申しますと、町内至るところにある階段全て同じことになろうかと思いますので、当然ながらそうならないように管理をしていくということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうならないように願っております。

では、そこには最後の避難者ということなんですけれども、しかしながら、観光客はそんなことは、何人上るか避難するかなんていうことは分かりません。あの祈念公園はすり鉢状態なので、防災面からも観光客用築山への看板設置を早急にすべき思われますけれども、今、先ほどは高校に避難経路を、高校ですよということがあるけれども、国道からの築山への最悪のとき避難するという築山への看板がないんです。今後、それをつける必要があると思われますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 言っていることが、私、分かりません。国道から何で築山に避難する看板つけなきやいけないかと、その発想そのものが私は全く理解できない。何でわざわざ国道から下のほうに下りていって、またその築山に上って上がっていかなきやいけないと、そんな理不尽なことがありますか。私はとても理解できない。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 理不尽なこととおっしゃいますけれども、例えば、祈念公園に残った人、町長は1人や2人のために築山を作ったと。そして、そこに上る避難築山ですよという看板はどこにも作らないということなんでしょうか。最後のとりでとして築山を作ったんじゃないでどうか。その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、何度も過去にも同様の御質問がございましたし、あくまで町長が答弁いたしましたように一時的な避難場所でもありますし、あとは震災でお亡くなりになった方々を追悼する場でもありますので、単に避難だけが目的の丘ではございませんので、その辺はとくと御認識をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 避難場所だけの築山ではないとすれば、あとは何があるのかお答え願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） お聞こえにならなかつたようなので再度申し上げたいと思います。一時避難場所のほかに、震災で亡くなられた方への追悼の場所でもあるということでござります。

○議長（三浦清人君） まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 築山が追悼の場所という、再度確認いたしますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。そう受け止めますけれども。ただいまの説明ですと、避難場所のほかに追悼の場所でもあるというお言葉でしたけれども、そう受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 七、八年、この説明をずっとやってまいりました。追悼の場所であり祈りの丘で未来の森、そういうのを整備しますということをずっとこの議会で議員の皆さん方に説明をしてきました。今、そういう御質問をするということ自体、全くこれまでの議論を理解していないと言わざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時15分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

通告8番、佐藤雄一君。質問件名、地域住民の利便性を確保する取組について。以上1件について、一問一答方式による佐藤雄一君の登壇発言を許します。3番佐藤雄一君。

[3番 佐藤雄一君 登壇]

○3番（佐藤雄一君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3番佐藤雄一は登壇よりの質問をさせていただきます。

皆さん、いろいろとこの場で政策議論もされておりますが、住民一人一人の言葉に耳を傾けた議論もこれいいのかなと思いまして、今回も一般質問をさせていただきます。

質問件名は、地域住民の利便性を確保するための取組について。質問相手は町長です。昨年と同様な質問になろうかと思いませんけれども、あえて質問をさせていただきます。

今年6月中旬から小森地内八幡川において、今までにない河川整備事業が大々的に行われております。現在も工事が進められている状態でございますが、何事においても地域住民だけでなく全ての利用者が本当に必要不可欠な橋だと私も思っていますが、利用頻度の高い橋と誰もが痛感しているものと思われる橋を何ゆえに撤去しなくてはならないという点と、次の6点を伺います。

1つ目、熊田橋付近から町道、水路かさ上げと内水対策は。

2つ目、小森熊田橋線の現在の進捗状況は。

3つ目、露出している給水管の今後の利用計画は。

4つ目、仮設橋を、前回もお話ししましたが、国から譲渡してもらうことができないか、町の考えを問いたいと思います。

5つ目、今回の河川整備によって、仮橋水量断面の開口が大分クリアされたのではないかと思いまして、質問させていただきます。

6つ目として、仮設橋は言うまでもなく必要不可欠な橋だと思うが、町の考え方と町長個人の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤雄一議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、熊田橋付近の町道、水路のかさ上げと内水対策と2点目の小森熊田線の現在の進捗については関連がありますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

熊田橋付近は、道路の縦断設計上、まとまった降雨の際に冠水等が生じ通行に支障を来している状況が見受けられますが、現在、当該路線の測量設計業務を実施しております。道路線形及び排水量の改善を計画いたしております。これにより円滑な排水の確保及び内水排除対策を講じてまいりたいと考えております。

また、事業の進捗状況ですが、先般、現地において事業対象用地の関係地権者及び隣接地権者との土地境界確認立会いを実施しております。今後、設計の内容等を地区住民の皆様に御説明をさせていただいた上で、計画を確定し工事の早期着手に向け推進してまいりたいと考えております。

3点目の御質問です。露出している給水管の今後の利用計画についてですが、御指摘の給水管につきましては、震災後に整備された小森仮設住宅への給水管と認識をしております。当該給水管につきましては、現在計画している町道小森熊田線町道改良工事に合わせ排水管を布設替えする計画であることから、その後は撤去することになります。

4点目の御質問、仮設橋の譲渡についてお答えをいたしますが、小森地区の仮設橋は、国が三陸道の事業に伴い設置したものですが、事業完了に伴い今後撤去工事が予定されている折は、さきの議会でも御説明をさせていただいたところであります。当該仮設橋の撤去工事は、国により既に入札手続が開始され、かつ河川管理者である県から恒久的な残置は許可できないとの回答を得ており、残置できない以上、譲渡を受けることはできません。

次に、5点目の質問、河川整備による河川断面についてですが、現在、仮設橋上下流部において河川内の堆積土砂撤去工事が実施されておりますが、本来の河床を確保するものであり、仮橋が河川断面を侵している現状に変わりはありません。

最後に、6点目の御質問、仮設橋の町の考え方についてですが、現状、地区住民が生活道路として利用されていることは十分承知しておりますが、国が設置した仮設の工作物であり、河川管理者から残置の許可が得られない現状であることは御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今、町長の答弁をいただきますと全部回答が出たのかなという気がします。それでも聞いてみないとうまくないと思いますので、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

熊田地区においては震災後、丘陵上部に新しく建てられた住宅が既存住宅の倍あるそうなんですが、先般の19号台風のときに八幡川の増水で水はけが悪く、それで道路が冠水して住宅の皆さんのが通行止めになったという経緯があったようでございます。それで地区が孤立した

ということで、そういうところであれば早めに検討していただけるかどうか。今、町長の話だと測量も終わったと。私も現地確認したところ、何か測量のテープが貼られていたようございました。あれは道路の境界線なのかとか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町道の小森熊田線の道路の詳細設計につきましては委託中でございまして、今月末、9月末には詳細設計が完成をするということになりますので、それから、あとは予算的なものも含めて早い時期に発注をしたいと思ってございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現地の杭ということでございますので、ちょっとすみません、どの杭を指してお話しになっているかちょっと分かりませんので、それが道路のセンターなのか端なのか、今お答えのしようがございませんが、いずれにしましても現地の測量は終わりまして、詳細設計のほうもほぼほぼ出来上がってございます。

先般、代表の方々3名いらしていただきまして、一応概要のほうを御説明させていただきまして、地区のほうでの説明会の予定の協議をさせていただいてございます。ただ、今、緊急事態宣言12日までということで、その状況を見つつ日程は決めようというようなお話になってございまして、今、日程は決まってございませんが、順当にいければ12日過ぎ、9月の末頃には説明会が行えるのかなと考えてございます。

あと事業費につきましては、補正予算で本議会に計上させていただいておりますので、後ほど御審議をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今現在、その下の道路、取付道路に関しては道路と水路の段差が大分あるようなんですが、今度のかさ上げによってどのような構造になるのか。道路と同じような高さに水路が来るものなのか、それによって水路に安全を保つ蓋がかかるのかどうか、それによって道路の幅が確保されるのか、どういう構造に考えておられるんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、御質問のございました横断1号線の直近のへこんだ部分ということかと理解して御説明をさせていただきますが、今、くぼんでいる土地につきまして、盛土をしまして脇にある田んぼとほぼ同じぐらいの高さで、なおかつ北側から八幡川に向けまして一番緩い勾配で約0.8%、あと一番きついところでも10.5%、今は現在一番きついところでも15%程度きつい道路となってございますが、内水排除とともに、通行しやすい安全

な線形の道路ということで計画をしてございます。

ちなみに、幅員でございますが、俗に有効幅員といってございますが、舗装の幅は5メートル、あとその中に白線ラインが引かれますので、実際の車道の幅としますと4メートルと。あとは場所によりますが、基本的には側溝がつきまして蓋がつくというような状況でございますので、実際には蓋の上も通行するという考え方をいたしますと、おおむね6メートル程度の幅になると。なおかつ、今現在のように大雨降ったときに内水がたまるというようなことがないように、いろいろ、ただ排水路の底面といいますか、上から流れている関係もありましてなかなかちょっと変えづらいというところもございますので、そういったところにつきましては、可変側溝という高さが調整できる側溝を用いまして、内水を八幡川まで導いて排水するというような概要となってございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうすると、今の説明を聞きますと現在の道路の倍近くになるというような理解でいいのかなと思います。

それで、先ほどの答弁だと全体の説明会はしていないけれども、何人かで測量杭ですか、そういう確認はされているという答弁でございました。このコロナ禍ですから、全体の会合的なことは控えているんだろうなと思いますけれども、今後、幾度か話合いが持たれれば住民の皆さんのお話を聞けるのかなと思います。

それで、ちょっと取付けから直線のコースは今の話で大体理解ができたのかなと思います。そこから先、丘陵上部のほうなんですが、この場所は地形的に手狭というか狭隘で急カーブな坂道になっているようですけれども、これもまた同じ幅で幅員は保たれて上まで上がっていくような形になるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の御質問、今、ヘアピンカーブになっている区間のお話かと思いますが、そちらにつきましても法線を変えまして、設計速度でいいますと20キロの設計速度で、カーブの半径でございますが、そちらのほうは20メートルと。やはりどうしても車両でございますので内輪差等は生じますので、その内輪差を考慮しまして、カーブの部分につきましては標準部分よりも幅広になってございます。

それと、確かにかなり狭隘な道路となってございますので、今、手元にあります計画図面でございますと施工延長を430メートル予定してございまして、国土交通省さんのはうで従前にやっていたいた、広げていただいた道路まで同様の幅員で接続をするというような計画と

してございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうすると、今の関係だと1番、2番が終わりかけているのかなと思うわけなんですが、今の現況からしてみると大体理解したかに思われますけれども、ただ利用者がよければそれでいいと思いますけれども、本当に今後拡幅というか幅員が広くなれば、相互通行というかすれ違いができるような道幅になるのかなと理解しました。

どこの団地に行っても、新しい団地はもう四、五メートル以上の道路となっているわけで、あそこだけがちょっと狭かったような気もしましたので、今回の質問をさせていただきました。

それで、今後、また住民の説明会があるということでございますので、住民の意見を尊重しながら、境界線のトラブルなどはあまりを起こさないような形で住民の希望どおりやって進んでいければお互いにいいのかなと理解しました。

それで、3番目なんですが、露出している給水管の今後の利用、先ほど町長の答弁にありましたけれども、このことについて水道事業所の所長さんには午前中からこのため出席していただいて、本当に大変申し訳ないと思っております。それで質問をさせていただきます。

最終的には、今の仮設の給水管は撤去というようなさきの答弁でございました。震災当時、高台移転への住宅が、さっき私が言いましたように以前の倍になった時点で、ライフラインなどはその当時大丈夫だったんですか。古い既存の本管とかそういうことは支障はなかったんですか。どこから引っ張ってあるかちょっと私も分かりませんので、その辺ちょっとお聞きしたいなと。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） その大丈夫という話がどういうことかちょっと分からぬんですけども、先ほどお話をあったとおり震災後に倍増するような形になりました、その中で二、三件ほど既存のやつにつなげないということで、小森の仮設住宅の部分に接続したような形でございます。

先ほどのお話の下の直線部分については、消火栓まで75が入っていましたのでそこは水圧あるんですけども、その上のほうがちょっと細くなっています水圧が取れないということで不便があったという話は伺っております。その部分につきましては、今回、町道の改良と合わせまして75の太いやつに替えるということで、今後は支障ないのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうすると、今の仮設管は利用して引っ張ってはいるの。何件ぐらいあるんですか。分かりました。当時、一気に住宅が建ったものですから、多分水圧が足らないと思うんです。それで仮設のほうから引っ張ったのかなという私は理解したんですけども。

そして、その拡幅工事をやるときに、水道管も一緒に水道工事というか埋設工事というか並行してやるんでしょうね。前回見たとき、国道45号線沿いなんかは1回埋めて、舗装して、また掘ってというような無駄な経費がいっぱいかかるかっているように見えたんですけども、うちの町ではそういうことはしないで、一緒に掘ったときには道路工事と一緒に工事は進んでいくというような工事方法なんですか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 先ほど建設課長のほうから説明ございましたけれども、実施設計をしているということで水道管のほうも現在実施設計をしておりまして、建設課の工事を追いかけるような形で、今回の補正で同じように工事費についても補正計上してございますので、御承認いただければ追いかけるような形で併せて施工したいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうやってもらえば無駄な経費もからないのかなと。財政が豊かな町であれば、十分に何回掘ってもいいような感じもしますけれども、切り詰めてやっているような状態でございますので、その辺はあまり無駄のないような工法で工事はお願いしていただきたいなと思っております。

そうすると、この工事が終われば、町水道の脆弱さは解消されると理解してよろしいですか。それでは、本題の復旧計画のための仮設橋に入りたいと思います。

4番目、先ほど町長からも、以前、私も質問させてもらったんですけども、譲渡してもらえないかなと。財政豊かな町であれば何回あれしてもいいんですが、当時、橋梁復旧計画の中でそういう計画が、ルートの計画が白紙に戻った、地権者の事情でということで前回も説明ありましたけれども、これについては私、図面も見せていただきましたが、復旧計画ルートが何か地権者にとって不利なような形で、土地を二分したような形で計画されていたように見えました。

であれば、橋を渡って398に出るのにこんなにS字型にしないで真っ直ぐ橋を渡って真っすぐ来るような形で。地権者との事情は、私は分かりません。ただ、この図面を見せていただいたときに、なぜルートがS字型になったのか、それが私は疑問でなりません。これの回答

は要りません。ただ、独り言で言っただけの話で。

この復旧に当たっての仮橋を造るときに、将来を見据えて町から国・県に要望を出さなかつたのかどうか。取りあえずもう最初から撤去すると、仮設ですから始まつたんでしょうねけれども、最初からそういう計画があれば、国なり県なりに考えてもらえるのが可能だったのかなと私なりに思うわけなんですけれども、あれだけ頑丈に造った橋をまた経費をかけて、何ぼかかるか分かりませんけれども、解体撤去して、いつか町でもあそこにまた橋の計画がないとも限らないので、出たとき、また新たに財源をそこに投入すると何か無駄なような感じがします。だから、当時、そういう仮橋を造るに当たって、将来を見据えた町の要望を町では国・県に出さなかつたのかどうか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当時の事情につきまして、詳しく存じ上げていない部分もございますが、いずれにいたしましても、現在あります仮橋につきましては三陸沿岸道路の工事のための仮橋ということでございまして、結果といたしまして、確かに譲りをいただいて存置できるものであれば譲りいただくということも方策としてはございますが、いかんせん、河川管理者でございます県のほうの御了解がいただけないということがまずございまして、存置は基本的にはできないということでございます。

なぜかと申しますと、先ほど町長答弁にもありましたように、今、河道のほうの土砂掘削を県のほうでやっていただいているのですが、あれはあくまで本来の河床を復元といいますか、堆積した土砂を取って本来のあるべき川の姿にするということでございまして、状況を見てもお分かりいただけるように、ほぼ398号線と橋の高さはほぼ同じでございます。

それから、さらに下に橋桁、鉄骨でございますけれども、約1メートルちょっとあるんでしょか、そういう形で河川の断面を阻害していると。なおかつ、真ん中にピアということで橋脚代わりのH鋼が打ってあるということでございまして、それらの構造もろもろ、仮設という前提でも県のほうから国土交通省さんが許可をいただいて撤去前提に造られた橋ということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 理解はしたいんですけども、なかなかもったいない、今、いろいろと国でもリサイクル法などがあつていろいろと利活用が叫ばれている中で、こういう無駄なことはどうなのかなと思います。

それで、今回の県事業の河川整備も台風19号前にこのような整備をされていれば、ああいう水害は私は起きたかったのかなと。以前、私もこの区域についてはヨシも砂利も、もうヨシなんかは道路以上に生えていたと、高さが。残土はもう川を半分以上塞いでいたと。今現在も倍以上になりましたから、川幅が。こういうことを鑑みれば、町から県にお願いをして早めにそういう対処をしていただければ、災害は起きたかったのかなと思うわけなんです。その辺、今後どう対処されていきますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何度も繰り返しの答弁になりますが、基本的にこれはあくまでも仮設ということで設置をしてございます。仮設で設置ということは、いずれ解体をするということになります。お金がもったいないとかというお気持ちは分からなくないんですが、例えば、今、こここの役場庁舎ができまして、皆さん、こちらのほうで今こうやって議会をやっておりますが、以前、震災直後は仮設のプレハブを作って仕事をしておりました。それも解体をされた。その後に、また仮設の役場庁舎ができて、今は使っておりませんが、あれが今度解体に入っていきます。

したがって、仮設というのは撤去をするという前提で仮設を作るということですので、もったいないから残せと言われても、基本的には考え方としてはそういう考え方でやっておりますので、県も国も同様の考え方でございますので、佐藤議員が何とかとおっしゃっても、基本はそういう河川管理者の県の意向、それから仮設を設置した国の意向については、なかなか我々もお願いしたいと言っても基本法律を盾に出されれば到底勝てませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうなると撤去を待つばかりということになろうかと思いますが、あの辺周辺の町の計画がはっきりと示されていれば、県でも占用許可延長も考えてもいいような話もされましたか、今後、仮橋があるのは河川整備の工事期間中だけなんでしょうか。それとも、町道の拡幅工事が完了するまでの期間なのか、その辺はどのような県・国のいつ撤去をするのかということは分かりますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、道路のこれから工事、多分、工事に入るのが来年の1月頃になろうかと思います。予定として完成を9月頃ということで予定をしてございますが、これをこの期間中に撤去ということになりますと、また今度は付け替えの道路を造らなきゃならないと

ということになりますので、非常に財政的にも大変だということがありますので、今、国土交通省のほうと交渉していまして、うちの工事が終了するまで何とかこれを置いていてもらえないかということで交渉中でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、町の工事が終わるまでということで、1年になるか2年になるか分かりませんけれども、その間に撤去されるんだということの理解しかないんですけれども、表題にありましたように、この橋があるからこそ地域住民の利便性が保たれているのかなと、自分だけがそう思っているのかもしれませんけれども、勝手にそう思っているかもしれませんけれども、これがなくなれば利便性がもう、道路を倍拡張したからといって利便性が回避されるということはないと思うんです。

やっぱり自由に行ったり来たりできるような、拡幅工事やれば自由に行ったり来たりできるんですけども、今まで三陸道のカルバートの出口にいた方は、今度は1周するような形になる、この橋を撤去された場合です。1軒の方だけなんですが、あとは皆、頂上付近にいるからどっちさ行つてもいいんですけども、そういうことを考えることには、要らない側道を造って、全然利用の価値のない側道を造って利用の価値ある橋を撤去する。何か意味がちぐはぐなような感じ、私にはそう感じているんです。側道については、国の造り物だからそれは町には全然関係ないでしょうけれども、何かちょっと残念な撤去の仕方にしか思えないんです。町では撤去してもらえばお金はかかるないからそれはいいと思いますけれども、何かいい方法はないですか、これ。

県の河川の関係で、どうやればクリアできるとかどういう補強すればいいですよとか、そいつはさっき町長が言ったように、仮だから必ず壊す条件で仮の橋を造ったんだと言われればそれはそうなんですけれども、残す方法は考えられないのかなと残念に思っております。本当に残念ですよね。

町では、代替案をつくったからといって撤去を了とするのではなくて、町道の拡幅整備と撤去は別に考えていただいて、何とか住民の思いどおり、住民だけでなくこここの橋を利用する皆さんにとっていい方向づけにできるような結果が出れば、これは最高にいいことだなと望むわけでございます。

最後に、先ほど言いましたけれども、付け加えて言わせていただきましたけれども、町では撤去、町長の個人的な考え方、撤去してもいいと、個人的な考え方を聞かせていただけないですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 個人的と言われましても、私は町長という立場で先ほど来、責任を持つて答弁をしておりますので答弁したとおりということになります。

それから、もう一つ、前にもお話ししたと思いますが、台風19号での周辺大変大きな被害が出ました。したがって、その被害を受けた方が町長室においてになりまして、ぜひ解体をしてくれという要望も受けていることは付け加えさせていただきたいと思います。

それともう1点ですが、道路とそれから橋の撤去を別に考えろという話ですが、我々がこの撤去をするということで地域の皆さん方に説明した際に、反対ももちろんいただきましたが、しかしながら、こういった道路整備をしますということで御説明をして、本来ですと道路の町道の整備に関しては、議員の皆さんも御承知のとおり本当に財政の中で、ここを一つ一つと順番にやっていけばいいんですが、そこはなかなかできないという状況でしたが、本当に私も今までかつて経験したことないぐらいにスピードを上げて道路整備に取り組むということですので、ですから、地域の皆さん方にこうしていただきたいという要望を説明会の中でいただいた、それを全て取り入れた形の中で今度の道路整備に入っていくということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） いろいろと答弁いただきました。残念ながら、国・県の指導に従うというような理解をしましたので、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、佐藤雄一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分 延会